

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

陳情項目	所管課	回答
【1】自治体の基本的あり方について		
①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。	福祉課	社会保障関係の見直しが頻繁に行なわれる中、施行に当たっては職員の十分な制度理解とともに、該当者には個別通知するなどの周知を随時行ない、利用できる施策を進めていきます。
②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。		事業内容により制度が役割を果たしたものについては廃止する。また内容により、独自の継続も検討する。
③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。	総務防災課	現時点では導入予定はありません。導入予定はありません。近隣の動向及び今後の財政事情等を考慮して、対応します。
【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。		
1. 安心できる介護保障について (1) 介護保険について		
①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。	福祉課	平成21年度から世帯収入額の基準見直しを行い拡大した。
②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	平成21年度から世帯収入額の基準見直しを行い拡大した。
③新基準による要介護認定について ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。 イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。 ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。	福祉課	ア. 個人の状態に応じた介護度認定となるよう、特記での表記及び審査会での補足説明等を行っている。 イ. 4月からの変更は、認定調査の時に説明書を配布し、経過措置希望調書も同時に説明し希望確認を行った。10月からの見直しにおいても再申請等ができる旨の周知を図る。 ウ. 調査員にはテキスト等の配布も行い、認定調査員はじめ関係者に説明会を実施。
④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。	福祉課	現在、特別養護老人ホーム2箇所、小規模多機能施設1箇所整備済みで、平成22年度小規模多機能施設1箇所を整備予定である。特養は総量規制等があり、整備が難しく整備予定はない。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。	福祉課	現時点、町独自の支援は考えていません。
(2) 高齢者福祉施策の充実について ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低 1 回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。	福祉課	安否確認を兼ねた配食サービスを社会福祉協議会において実施 65歳以上を対象に週3回夕食を提供している
②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。 ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援 イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充	福祉課	外出支援として福祉巡回バスを運行している 3コースを設定し町内を巡回
(3) 障がい者控除の認定について ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。	福祉課	要介護認定度と主治医意見書との組合せで判断しています。
②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。	福祉課	平成 21 年度から前年度認定書送付者で変更なければ、申請不要で認定書を送付し、新たに該当すると思われる方には、申請書を送付する。
2. 高齢者医療などの充実について ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	住民課	後期高齢者医療制度は、国の制度です。今後の動静を見極めながら検討していきます。 福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、後期高齢者福祉医療制度に加入している方で、一人暮らし非課税者を対象としています。
②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。	住民課	愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付等に関する要綱に基づき、滞納状況を見極めて慎重に対応していきます。
④後期高齢者医療制度に加入しない65~74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。	住民課	この制度は、愛知県全体の制度であり、県の制度に合わせて実施していきます。
⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。	健康課	全国で103自治体が助成しています。今後県下、近隣市町の動向を見極めながら検討したいと思います。
3. 子育て支援について ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。	住民課	平成 20 年 4 月から中学校卒業まで医療費無料(現物給付)で実施しています。

<p>②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。</p>	健康課	妊婦健診は、平成21年度から14回の公費負担をしています。超音波検査は、現在1回ですが、県下、近隣市町の状況を踏まえ検討したいと思います。
<p>③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。</p>	健康課	全国で19自治体が助成していると認識しています。今後県下、近隣市町の状況を見極めながら検討したいと思います。
<p>④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。</p>	学校教育課	現時点での町独自基準への移行は考えておりません。申請受付については、学校教育課及び学校となっています。
<p>4. 国保の改善について</p> <p>①保険料(税)について</p> <p>ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。</p> <p>イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。</p> <p>ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。</p> <p>エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p>	住民課	<p>ア. イ. 平成21年度当初予算に一般会計繰入金を増額計上して税率及び賦課限度額の引上げ幅を抑え、低所得者にも減免を拡充したところですが、今後も総合的に判断していきます。</p> <p>ウ. エ. 県下の状況をみながら検討していきます。</p>
<p>②保険料(税)滞納者への対応について</p> <p>ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。</p> <p>イ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。</p> <p>ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。</p>	住民課	<p>ア. 資格証明書交付要綱に基づき、滞納状況を見極め慎重に対応していきます。</p> <p>イ. 短期保険証交付要領に基づき、滞納状況を見極め慎重に対応していきます。</p> <p>ウ. 滞納状況を見極め慎重に対応していきます。</p>

<p>③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の 1.3 倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>平成 19 年 4 月 1 日から実施しており、インターネットに掲載しています。</p>
<p>5. 障がい者施策の充実について ①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。 ②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。</p>	<p>福祉課</p>	<p>児童デイサービス利用者子育て支援助成金支給、児童短期入所利用者子育て支援助成金支給制度があり利用者負担金を助成しています 障害児施設通園者支援助成金支給制度により給食費の一部を助成しています(1食当たり 200 円を控除した額)</p>
<p>③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>民間での設置について検討中</p>
<p>6. 健診事業について ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。 ②40 歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。 ③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。</p>	<p>健康課</p>	<p>①特定健診は自己負担はありません。がん検診は、別紙のとおり自己負担をいただいておりますが、近隣市町を上回る状況ではありません。 実施期間は、委託健診機関等との調整もありできるだけ長期期間を実施につとめ、個別医療機関委託についても検討したいと思います。 ②19 歳以上から無料で健康診査を実施しています。 ③40,50,60,70 歳の節目者は、無料で受診できます。 次年度は、30 歳の節目者も実施し、対象を拡大します。</p>
<p>7. 生活保護について ①憲法 25 条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>保護が必要な方の相談を受け、西三河福祉相談センターにつなげています</p>
<p>②愛知県通知(2008 年 12 月 11 日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>県福祉事務所が実施</p>
<p>③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>県福祉事務所が実施</p>
<p>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p>		
<p>1. 国に対する意見書・要望書 ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。</p>	<p>住民課</p>	<p>今後の動静を見極め判断していきます。</p>

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。	住民課	国の制度であり、今後の動静を見極めていきます。
③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。	福祉課	今後の近隣市町の動向を見て検討します。
④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
⑤消費税の引き上げは行わないでください。	税務課	国の制度であり、要望書等の提出は考えていません。
⑥社会保障費 2200 億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。		要望書等の提出は考えていません。
⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。	福祉課	今後の近隣市町の動向を見て検討します。
⑧介護保険サービス利用者として、65 歳以上の障害者および 40 歳以上の 16 特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。	福祉課	現行どおりとします。
2. 愛知県に対する意見書・要望書		
①後期高齢者医療制度を選択しない 65～74 歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。	住民課	愛知県町村会長あてに 65 歳～74 歳の障害者の医療費助成についての意見書を提出し、障害者福祉医療の充実を要望しました。
②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	住民課	後期高齢者医療については、国の制度であり、今後の動静を見極め判断して対応していきます。
③70 歳から 74 歳の高齢者が 2 割負担になった場合、自己負担を 1 割負担に据え置くために、1 割分を助成する医療費助成制度を設けてください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。	住民課	他市町村の動向を見極め判断していきます。

⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書	住民課	愛知県後期高齢者医療健康診査事業実施要綱に対象者、健診項目の規定があります。
①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。	住民課	後期高齢者医療制度の保険料については、広域連合の条例で定める所得水準に応じた軽減措置が取られています。
②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。	住民課	愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付等に関する要綱に基づき、滞納状況を見極めて慎重に対応していきます。
③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。	住民課	他市町村の動向を見て検討していきます。
④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。	福祉課	現行どおりとします。
⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。		